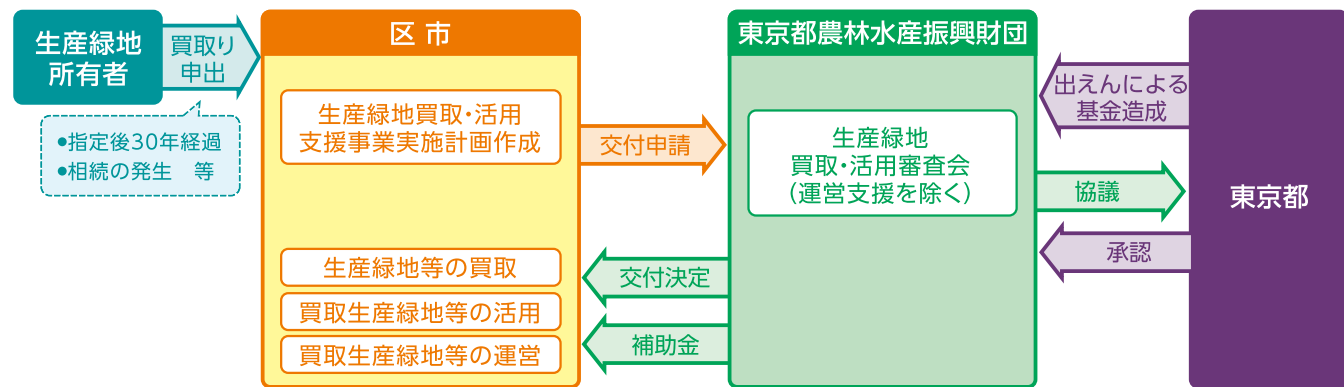


事業スキーム



支援の内容

買取及び活用（農園整備等）が申請年度以降となる場合や、年度をまたぐ工期の場合も対象となります。ただし、補助事業終了年度末までの竣工及び事業費支払完了が必須です。なお、補助金の支払は、申請事業が全て完了した後となります。

1 生産緑地等買取支援

【対象】 買取り申出に基づき、区市が農的利用を目的とし生産緑地等※1）を買収する場合の経費

【補助率】 2/3以内（1区市当たり1ヘクタールまで）

※1「生産緑地等」

- ・ 買取り申出のあった生産緑地と、その生産緑地を主として一体的に農的に利用する市街化区域内農地（対象の生産緑地と同面積までも対象とすることができます）
 - ・ 過去に買取り申出があり、区市の公社等が買取った土地も含まれます。
 - ・ 公園又は緑地として都市計画決定されている区域内の生産緑地でも、申請可能な場合があります。
- 詳しくは、下図及び財団ホームページをご覧ください。

<都市計画公園・緑地内の場合>

- 都市計画決定区域
- 開園区域
（都市公園法第2条の2に規定する都市公園の区域）
- 事業促進区域
（都市計画法第4条に規定する都市計画事業の事業地）
- 新規事業化区域
（都市計画公園・緑地の整備方針（東京都・特別区・市町）で定めた区域）

本事業の対象とできる生産緑地

2 買取生産緑地等の活用支援

【対象】 区市が、1で買取った生産緑地等において、都の政策課題の解決に資する施設※2）を設置する場合の経費

【補助率】 4/5以内
（1区市当たり補助上限額1億円）

※2「都の政策課題の解決に資する施設」

- ① 高収益型農業を目指す農家の育成施設
東京型統合環境制御生産システム「東京フューチャーアグリシステム®」（東京都農林総合研究センター開発）を用いた栽培施設（または同等の栽培施設）
（参考：「東京フューチャーアグリシステムの新展開」
<https://www.tokyo-aff.or.jp/site/smartagri/32627.html>）
- ② 農福連携のための福祉農園等

3 買取生産緑地等の運営支援

【対象】 区市が、1で買取った生産緑地等で行う農的な活用の運営を軌道に乗せるための経費※3）

【補助率】 初年度：2/3以内、2年目：1/3以内
（1区市当たり補助上限事業費1,000万円）

※3 計画策定や、専門家等による運営への助言・指導に要する経費

生産緑地
買取・活用
支援事業

買取支援

区市が、買取り申出された生産緑地等を、農的な利用を目的として買取する場合

購入額の2/3を補助
（1区市上限1ha）

活用支援

本事業で買取った生産緑地等に、東京都の政策課題の解決に資する施設整備を行う場合

対象経費の4/5を補助
（1区市補助上限額1億円）

運営支援

本事業で買取った生産緑地等で行う農的な活用の運営を軌道に乗せるための経費

**対象経費の2/3
（2年目は1/3）を補助**
（1区市補助上限事業費1千万円）

指定後30年経過等により、買取り申出された生産緑地等（詳細裏面）を、区市が農的な利用※を目的として購入し、整備などをする際の支援を行います。これにより、都市部にある農地の宅地化を抑制し、都市農地を確実に保全していきます。

※「農的な利用」…市民農園、体験・セミナー農園、農業研修施設、福祉農園、東京フューチャーアグリシステム（東京型統合環境制御生産システム）等

お問い合わせ

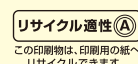
・公益財団法人 東京都農林水産振興財団 農業支援課 経営安定支援係 電話：042-528-1357
〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 <https://www.tokyo-aff.or.jp/site/business/33149.html>



・東京都産業労働局 農林水産部 農業振興課 企画調整担当 電話：03-5320-4814
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/nougyou/hozen/seiryoku_kaitori/



令和6年12月発行



本事業は、東京都と契約を結んで、（公財）東京都農林水産振興財団が運営します。



公益財団法人 東京都農林水産振興財団
Tokyo Development Foundation for Agriculture, Forestry and Fisheries